

発議案第 3 1 号

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 1 2 月 8 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、食品ロス削減への国民運動の更なる推進を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が本年6月に公表した食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国際連合世界食糧計画（WFP）では、飢餓に苦しむ人々のために年間480万トンの食料支援を行っているが、日本では、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食料がその1.1倍となっているのである。

また、食品ロス削減は気候変動対策としても大変重要であり、廃棄の際に直接的に生じる環境への影響だけではなく、生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸売・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して小さくない。

よって、本市議会は国に対し、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動の更なる推進のため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及を一層推進するとともに、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、実効性を高めること。

2 食品ロス削減につながる小分け包装等の取組の強化

食品ロス削減のための消費量や頻度に合わせた小分け包装、食品の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における小分け提供や持ち帰りなど、「食べきり」を積極的に推進するための取組を一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄附の促進

食品ロス削減のため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等への企業

等からの在庫食品の寄附の促進や、フードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用により、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環を作り、国民運動としての取組を一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うため、企業、商店などから提供された食料品等を地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、必要とする住民や団体等に随時提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等に対する支援制度を整備すること。

5 出荷・加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形による規格外品や、食材の皮や芯、種など、出荷・加工前に廃棄されている地域の食材をできる限り有効に活用する商品の開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

八千代市議会

提出先

文 部 科 学 大 臣 様

厚 生 労 働 大 臣 様

農 林 水 産 大 臣 様

経 済 産 業 大 臣 様

環 境 大 臣 様

内閣府特命担当大臣（こども政策） 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 様